

○静岡市特定非営利活動促進法施行条例

平成24年3月23日

条例第6号

改正 平成29年3月10日条例第21号

令和3年10月14日条例第66号

令和5年7月11日条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請等)

第2条 法第10条第1項の規定による認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的及び特定非営利活動の種類

2 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める書面（法第23条第2項の規定により提出する場合を含む。）は、次に掲げるものとする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が交付する書面

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、申請日前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）をいう。）の提供を受けるときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲

げる書面を添付することを要しないものとする。

6 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

7 前項に規定する軽微な不備の補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申立書を市長に提出して行うものとする。

（1）申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

（2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

（3）補正の内容

（4）補正の理由

（平29条例21・令3条例66・令和5年条例50・一部改正）

（社員総会の議事録）

第3条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）第2条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成するものとする。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合における社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）社員総会の決議があつたものとみなされた日

（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（平29条例21・一部改正）

（定款の変更の認証の申請等）

第4条 法第25条第4項の規定による認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

（1）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（2）定款の変更の内容

（3）定款の変更の理由

2 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行うものとする。

(平29条例21・一部改正)

(事業報告書等の備置き等)

第5条 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置き並びに同条第2項の規定による役員名簿及び定款等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。

(平29条例21・追加)

(事業報告書等の提出)

第6条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、法第28条第1項に規定する事業報告書の作成の期限の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに行うものとする。

(平29条例21・旧第5条線下・一部改正)

(事業報告書等の公開)

第7条 法第30条の規定による閲覧又は謄写の手続は、規則で定めるところによるものとする。

(平29条例21・追加)

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第8条 法第31条第3項の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(平29条例21・追加)

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第9条 法第32条第2項の規定による認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 解散した特定非営利活動法人の名称
- (3) 譲渡する残余財産の種類及び数量
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(平29条例21・追加)

(認定の申請)

第10条 法第44条第2項(法第51条第5項及び法第58条第2項において準用する場合を含

む。)の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 新たに認定（特例認定を除く。）を受けようとする場合にあっては、過去の認定及び特例認定の有無並びに有効期間
- (4) 新たに認定（特例認定を除く。）を受けようとする場合にあっては、過去の認定の取消し及び特例認定の取消しの有無並びにその取消しの日

(平29条例21・追加)

(認定の申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)

第11条 法第54条第1項（法第62条において読み替えて準用する場合及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）、第2項（第1号に係る部分を除き、法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第3項（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書類の備置きは、同条第4項（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。

(平29条例21・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第12条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による役員報酬規程等の提出は、毎事業年度の開始後3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに行うものとする。

2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、事後遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定年月日
- (3) 認定の有効期間
- (4) 助成金の支給日、支給対象者、支給金額及び助成対象の事業等

(平29条例21・旧第6条線下・一部改正)

(役員報酬規程等の公開)

第13条 法第56条（法第62条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による閲覧又

は謄写の手続は、規則で定めるところによるものとする。

(平29条例21・追加)

(合併の認定の申請)

第14条 法第63条第3項の規定による認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定年月日又は特例認定年月日
- (3) 認定又は特例認定の有効期間
- (4) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地及び存続する法人が現に行っている事業又は設立する法人が行う予定の事業の概要並びに認定又は特例認定の区分
- (5) 合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地、存続する法人が現に行っている事業の概要及び認定又は特例認定を受けている場合はその区分

(平29条例21・追加)

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第15条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条及び第8条の規定により行う提出、縦覧、届出及び閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

(令5条例50・追加)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の備置きとする。

2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成

は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）、法第52条第4項及び第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに法第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。

4 特定非営利活動法人は、電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合には、規則で定める方法により行わなければならない。

（平29条例21・旧第7条繰下、令3条例66・一部改正・令5年条例50・旧第15条繰下）

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平29条例21・旧第8条繰下・令5年条例50・旧第16条繰下）

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出に関する経過措置）

2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第8条の規定によりなお従前の例によるものとされる書類の提出については、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月14日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月11日条例第50号）

この条例は、令和5年9月1日から施行する。